

議案第 39 号

亀山市都市計画税条例の一部改正について

亀山市都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 5 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とする。

附則第 13 条の前の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 12 項とし、附則第 14 項を附則第 13 項とする。

附則第 15 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項」に、「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加え、同項を附則第 14 項とする。

第 2 条 亀山市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。